

平成 2 3 年度 予算 編成 方針

1 社会状況及び本市の財政状況(現状と認識)

直近の景気動向は「総じて改善」と見られるものの、急激な円高やデフレの継続、米国等を中心とする海外経済の減速懸念などにより、景気の先行きに対する不透明感は払拭されていない。

また、2つ目の不透明感としては、本年6月に「地域主権戦略大綱」が閣議決定されたものの、国会のいわゆる「ねじれ状態」の政治状況は、「地方主権」の流れを一気に加速させる状況になく、更に、制度再編や予算編成が円滑に進まないこと並びに地方財政への必要な配慮がなされないことも想定される。

本市の平成23年度財政収支見通しにおいても、予測の困難性が大きく存在する。歳入においては、企業活動による収益や賃金の動向が市税収入に及ぼす影響は非常に大きい。基本的には「回復」という基調は取り得ない。一方、歳出においても、定員適正化計画による職員数の減はあるものの、退職手当及び共済組合負担金の増などから人件費の削減効果が大きく期待できる状況にはない。また、失業率の高止まりや少子高齢社会の進展による生活保護や介護関連経費、更に医療費など、基礎的自治体である市が受け止めざるを得ない社会保障経費の増高が懸念される。

2 予算編成の基本的な考え方

不透明かつ非常に制約的な状況の中、平成23年度からは、伊勢原協同病院移転新築の事業が本格化する。更に、いせはら21プラン後期基本計画の施策推進を進めなければならない一方、財政の健全化を目指し、市債残高の縮減や土地開発公社等に対する債務負担行為残高の計画的縮減にも引き続き取り組む。

長引く景気低迷等に対応するため、平成22年度までの予算においては、財政調整基金や市有土地の売却など、いわゆるストックの活用がなされてきたが、今後はそれも難しい状況となっている。編成の基調としては、外部、内部ともに不透明感が存在する状況に柔軟かつ即応的に対応し得る編成作業を目指したい。創意と工夫で歳入の財源確保に努力するとともに、歳出においては、従来の「選択と集中」に更に「縮減」という取組姿勢も必要になると考える。

市政運営の根幹をなす「いせはら21プラン後期基本計画」も4年次を迎える。財政健全化や行財政改革を更に進めるとともに、施策の成果や効果の検証作業の結果をもとに、平成23年度当初予算についても、限られた財源で効率的かつ効果的に編成することとする。

以上の認識のもとに、平成23年度当初予算は次の方針により編成するものとする。なお、各部局等における予算要求時点において、制度改革等の内容が把握できない事務事業にあつては、暫定的に現行制度を前提として予算要求すること。また、新たな情報や制度改革があつた場合は、その都度、財政当局へ報告するとともに予算要求内容を組み替えるものとする。

(1) 平成23年度予算において財源を優先配分する施策

重要施策大綱に掲げた施策については、事業の内容、実施方法、財源等を精査した上で、一般財源の優先的な配分を行う。

(2) 枠配分方式の継続

昨年度に引き続き、各部へ経常的経費にかかる一般財源額を配分する枠配分方式により予算を編成する。対象事業費の費目ごとの節減率に配慮し、枠配分方式の実施効果を高める。ただし、一部の経費については、枠配分であっても査定等の対象とする。

(3) その他の事務事業経費

平成23年度重要施策に掲げた施策以外の「いせはら21プラン後期基本計画」計上事業については、各部運営方針ヒアリング及びサマーヒアリング指示事項、事業の内容、実施方法、財源等を精査した上で、一般財源の効果的な配分を行う。

義務的経費（人件費・扶助費・公債費）については、必要最小限の一般財源の配分を行う。

特別会計への繰出金については、特別会計の歳入歳出全般について独立採算を前提として精査を行い、収入の確保、支出の節減合理化に努めること。その上で、制度上一般会計が負担することとされている繰出金についてのみ一般財源の最小限の配分を行うこととし、原則として財源補てんのための繰出金など制度外の繰出金は認めない。制度外の繰出金を必要とする場合は、その根拠と理論を明確にすること。

(4) 経費積算の適正化と既存事業の見直し

次の点を踏まえて、事業の在り方と適正な経費の積算を行うこと。この場合、執行可能な事業量を十分に検討の上、事業の繰越や不用額を生ずることがないよう留意し、業者からの見積りに頼ることなく、積算根拠、方法、価格の妥当性などを十分に精査すること。

既存の事務事業

ゼロベースで必要性、緊急性、有効性、費用対効果等について徹底した見直しを行うこと。なお、見直しの結果、実施する必要がある事務事業であっても、事業の内容、方法、財源から必要最小限の経費を見積ること。

また、複数年度にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約は、長期継続契約条例の適用を前提に見積ること。

事務事業開始から長期間を経過している事業

法令等の規定により実施が義務づけられているものも含み、必ず、費用対効果等について適正な評価を行うこと。諸情勢の変化等を踏まえて、廃止、縮小、統合、新たな事業展開等も見据えた上で、真に継続する必要があるものについてのみ、必要最小限の経費を見積ること。

新規の事務事業

特段の必要性により新規事業を計上する場合も、実施方法、財源等を精査し、必要最小限の経費を見積ること。この場合においては、既存事業の見直しによる財源確保を前提とする。

起債事業

市債残高の増加を極力抑制するため、適債事業であっても、必要性、緊急性、有効性、費用対効果等について十分検討し、必要最小限の経費を予算要求すること。この場合において、年度内執行事業量を厳正に見込み、結果として過大な積算による多額の不用額や事業の繰越しを生じさせないよう十分注意すること。なお、国県の制度変更に十分に注意すること。

債務負担行為の計画的縮減

土地開発公社及び事業公社の経営健全化は、健全化法の要請するところである。特に土地開発公社の経営健全化計画に基づく実行予定額を優先に計上する。新たな債務負担行為予算の計上は行わないこととし、所要経費は歳出予算に計上すること。なお、国庫補助事業採択等、やむを得ず調整する必要がある場合は、必ず財政当局、土地開発公社・事業公社と事前の協議を行うものとする。

(5) 国県制度及び国県補助、負担金動向の注視

昨年度に引き続き、国県制度に関しては、極めて制約的な日時の中で内容が確定していくことが予測される。地域主権改革とそれに伴う地方財政や制度動向に常に細心の留意をすることとされたい。特に「交付金化」や「子ども手当」の動向などは地方財政に大きな影響を及ぼす要素として意識されたい。

国県支出金については、関係機関との連絡を密にし、制度の改正動向等に関する情報収集に努めた上で、最大限その活用を図り、適切な予算見積りを行うこと。また、国県支出金の廃止や減少があった事業については、見直しを図る機会と捉え、適切な対応をとること。継続が不可欠な事業であっても、市の一般財源で負担することを当然と受け止めず、あらゆる手段をもって国、県と調整を行うこと。

(6) 行財政改革の取組

行財政改革の推進に向けて、引き続き、最大限の努力を傾注し予算編成を行うこと。

(7) 適正負担に基づく市民サービスの充実

施設利用や各種行政サービスの提供に対して、受益者に応分の負担を求めることは、市民間の公平を図り、市民サービスを向上させていく上での重要な前提である。各行政分野においては、これまでの点検作業を更に進めること。

(8) 施設の維持修繕・老朽化対策

既存施設の老朽化が進む中、施設を良好に維持し、施設寿命の長期化を図っていく必要があるため、施設等の維持・修繕に係る工事請負費については、複数年度の弾力的な財源配分等も踏まえて、必要な経費を見込むこと。